

令和7年度琴の浦高等特別支援学校修学旅行仕様書

次の事項及び旅程表等添付書類を熟読の上、入札（見積）してください。

記

1 ねらい

- (1) 現地の様子や資料に触れることにより、平和についての学習を深め、平和に対する意識を高める。
- (2) 公共の場での集団行動を通して、決まりやマナーを守ろうとする態度や協調性を養う。
- (3) 違う地域の自然や文化等を体験し見聞を広めるとともに、社会人としての資質を養う。

- 2 旅程日程 第1候補 令和7年10月29日（水）～令和7年10月31日（金）2泊3日
第2候補 令和7年10月22日（水）～令和7年10月24日（金）2泊3日

- 3 旅行先 九州方面

- 4 交通機関 新幹線、貸し切りバス

- 5 参加予定人数 生徒 36名：男子19名、女子17名
教職員 13名：（男女比は未定）
合計 49名

- 6 旅行費用 1人当たり 80,000円以内

7 旅行内容の条件

- (1) 出発地は、学校とする。
出発時間は午前8時以降とし、到着時間は午後6時30分までとする。
- (2) 行程は次の内容を全て取り入れたものであること。また、旅行のねらいに適当な内容であれば見学先等を加えてもよい。
 - ア 長崎原爆資料館等施設の見学等を含めた平和学習
 - イ 長崎市内において半日の班別自由行動（各自見学、買い物等）
 - ウ テーマパーク等におけるグループ行動（各自食事、見学、買い物）食事はミールクーポン等を使用
- (3) 行程は、効率的で余裕を持った内容とすること。

8 宿泊施設の条件

- (1) 安全・衛生・環境が十分配慮され、良好であり、総務省消防庁が定める防火基準適合表示制度に適合している宿泊施設であること。なお、近くに緊急時に利用できる医療機関があることが望ましい。
- (2) 生徒及び教職員は同一の宿泊施設とし、他校との同宿はできるだけ避けること。
- (3) 生徒は2人以上一部屋とすること（和室又は洋室で統一し、同程度の規格の部屋を人数分用意できること。）。また、生徒の動向について、教職員が確認しやすいよう配慮できること。
- (4) 旅行中の安全と健康に配慮し、疲労回復等のため、十分な広さを確保すること。また、全員が同時に集合できる部屋（スペース）があること。
- (5) 朝食会場は、生徒全員が同一会場であることが望ましい。
- (6) 部屋から、外線電話ができないようにできること。
- (7) 旅館賠償責任保険に加入していること。
- (8) 浴場は、入浴に時間がかからないこと。
- (9) 食事は班別行動の日の泊は1泊1食（朝）付き、その他の1泊は1泊2食（朝・夕）付きで献立バランス、調理方法、衛生面の配慮がなされ、変化に富んだものであること。なお、食物

アレルギー（エビ、タコ、カニ、イカ、ホタテ、生トマト）を有する生徒があるため、代替食等対応できること。ただし、エビ、タコ、カニ、イカ、ホタテのエキスについては対応不要である。

- (10) タバコ、酒類の自動販売機、ゲーム機その他娯楽設備については、生徒指導面で適切な措置がとれること。

9 食事について

- (1) 朝食2回、昼食3回、夕食2回は受注者において手配すること。
(2) 上記(1)のうち1回はテーマパーク内の食事（ミールクーポン）とすること。
(3) 食物アレルギー（エビ、タコ、カニ、イカ、ホタテ、生トマト）を有する生徒があるため、代替食等対応できること。ただし、エビ、タコ、カニ、イカ、ホタテのエキスについては対応不要である。

10 安全・事故対策等について

- (1) 旅行者は、国内旅行傷害保険（学生団体）に加入すること。なお、加入は生徒のみとすること。また、補償内容は次の条件以上とすること。
・死亡970万円、入院7,400円、通院4,500円、個人賠償1千万円
(2) 事故防止及び安全対策、連絡体制が確立されていること。なお、説明資料は事前に書面で提出すること。
(3) 貸し切りバスは、営業登録を受けているバスを使用すること。
(4) 添乗員は、旅行実施前に名簿を提出すること（旅行管理業務を行う主任者証、資格取得者証を提示すること）。

11 生徒に係る旅行代金について

- (1) 生徒に係る旅行代金は、生徒保護者から直接受注者が代金を集金すること。なお、集金方法については、一括前納・定額積立・旅行後一括納入等いずれかの方法によることができ、できる限り複数の方法が選択できることが望ましい。
(2) 旅行代金の集金は、契約後速やかに開始するものとし、定額積立については一回（一月）の集金額ができるだけ小額になるよう配慮すること。
(3) 集金が滞っている場合は、速やかにその状況を学校に報告すること。
(4) 旅行実施後速やかに精算を行い、精算書（生徒分総括、個別精算書）を学校へ提出すること。
(5) 精算後旅行代金の過不足が生じた場合は、速やかに精算処理を行うこと。

12 対象生徒について

- (1) 知的障がいのある生徒である。移動、食事等日常生活動作において特に介助は要しない。
(2) 全生徒が公共交通機関等を使って自力で登校している。
(3) 概ね指示の理解ができ、社会生活に必要なルール、マナーに関する意識を持っている。

13 その他遵守事項

- (1) 添乗員は最低1名とし、現場での対応を行うこと。バスガイドは必要としないが、平和学習についてはガイドを付けること。
(2) 見積書は、令和7年4月1日現在の料金を予定し作成すること。なお、変更が見込まれる場合は、その旨を表示すること。また、有料道路使用料等は予定額とすること。
(3) 国内旅行傷害保険代については、見積金額に含めるものとする。
(4) 見積書提出時に、提案書（旅行行程表等）を提出すること。なお、提案書には次の項目についてできる限り具体的な内容を提示すること。
ア 宿泊施設名、食事献立（宿泊施設のパンフレット等）
イ 体験等の内容、実績（基本的なやさしい内容が望ましい。）及び施設概要等
ウ 使用する貸切バスについては、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン（国土交通省作成）」に沿って選定されていること。
エ 旅行代金の集金について、その方法及び開始予定時期等を示すこと。
オ その他、提案内容で特徴的な項目があれば説明すること。

- (5) 見積書金額は、生徒及び教職員別に1人当たりの費用とし、経費内訳、消費税額を記載すること。
- (6) 必要に応じて資料の提出及びヒアリングに応じること。

1 4 添付書類 修学旅行の取扱いに関する契約書（案）

修学旅行の取扱いに関する契約書（案）

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が実施する令和7年度修学旅行（以下「旅行」という。）の取扱いに関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、生徒の安全及び衛生に留意し、意義ある旅行の実施を図ることを目的とする。

2 甲及び乙は、旅行の実施及び取扱いに当たって、その目的が実現するよう誠意をもって当たるものとする。

（情報の提供）

第2条 甲及び乙は、旅行の有意義かつ安全、円滑な実施を図るため、必要な情報を相互に提供するものとする。

2 甲及び乙は、事前に旅行先の宿泊施設、見学地等の環境衛生について、十分な準備と検討を行うものとする。

（旅行契約の内容）

第3条 旅行契約の内容は、次の表のとおりとする。

団 体 名		鳥取県立琴の浦高等特別支援学校 第2学年		
参 加 者	区 分	男	女	計
	生 徒	19名	17名	36名
	教 職 員	名	名	13名
	計	名	名	49名
旅 行 期 日	令和7年10月 日（ ）～令和7年 月 日（ ） 2泊3日			
旅 行 先	九州方面			
契 約 金 額	生徒1人当たり 円、教職員1人当たり 円			
旅 行 日 程 表	別紙のとおり			
見 積 書				
旅 行 条 件 等				

（旅行契約の発効及び完了）

第4条 本契約は、契約締結の日をもって発効し、精算終了をもって完了する。

（旅行契約の変更）

第5条 甲は、旅行参加、旅行日程その他旅行契約の内容に変更が生じたときは、これを速やかに乙に通知して、契約内容の変更を求めなければならない。

2 乙は、天災地変、輸送機関等における争議行為その他乙の管理できない事由が生じた場合には、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために、速やかにその理由を甲に説明して、契約内容の変更を求めなければならない。

3 乙は、乙が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をした場合において、輸送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供に係る契約が締結できない事由が生じたときは、これを速やかに甲に通知して、契約内容の変更を求めなければならない。

4 前各項の規定による契約内容の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少は、参加者に帰属するものとする。

(確定参加人員の報告)

第6条 甲は、令和7年●●月●●日までに旅行参加者数を児童生徒・教職員別及び男女別に確定し、これを乙に報告するものとする。

(旅行代金の支払い)

第7条 乙は、旅行終了後に旅行代金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に旅行代金を支払わなければならない。

(旅行代金の集金)

第8条 乙は、甲と協議の上、乙の定める方法により旅行に参加する生徒及び教職員から旅行代金を事前に集金することができるものとする。

2 乙は、前項の規定で集金した旅行代金は、本契約の旅行経費以外に使用してはならない。

3 乙は、第1項の集金状況を甲の請求に応じて報告しなければならない。

(旅行代金の精算)

第9条 乙は、旅行終了後速やかに旅行代金の精算をするものとし、旅行参加者一人当たりの旅行経費内訳を甲に書面をもって報告しなければならない。

2 乙は、前項の規定により旅行代金の過不足がある場合は、速やかに旅行に参加した生徒及び教職員に対し、返金又は集金の手続きを行うものとする。

(旅行取消に伴う解除料金)

第10条 甲は、別紙「旅行条件書」に記載する解除時期において、甲の責めに帰する事由により、本契約の解除、又は参加人員の変更を乙に通知した場合、乙は、別紙「旅行条件書」に記載された解除料金を甲に請求することができるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、契約の解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 乙がその責めに帰すべき事由により、この契約に違反したとき。

(2) 乙に誠意がなく、完全に契約を履行する見込みがないと認めたとき。

(3) 乙から契約解除の申し出があったとき。

2 前項各号の規定により、この契約を解除したときは、乙は違約金として、解除したときから30日以内に契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。なお、この違約金の請求は、甲の損害賠償の請求を妨げないものとする。

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等(乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している

者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団または暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団もしくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入、業務を下請等させること。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

(賠償責任)

第13条 甲は、旅行契約の履行に当たって、乙の故意又は過失により旅行参加者に損害を与えたときは、乙にその損害賠償の請求をすることができる。

(旅行業約款の適用)

第14条 この契約書に定めのない事項については、国土交通大臣の認可を受けた乙の旅行業約款(手配旅行の部)の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」の遵守により、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、この契約の履行に関し知り得た情報を漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。

(その他遵守事項)

第16条 乙は、旅行当日の輸送については、旅行参加者の安全等を考慮し、全員の座席を確保するものとする。

2 本旅行期間中の金銭の取扱い事務は、乙が行うものとする。

3 乙は、本旅行期間中、旅行傷害保険(変更保険を含む。)に加入し、保険料は、参加者の負担とする。

4 本旅行期間中に、天災地変その他やむを得ない状況が生じたときは、乙は交通機関、宿泊施設等の手配について最善の努力をしなければならない。

5 本旅行期間中、旅行傷害保険料の取扱いについては、乙が行うものとする。

(補則)

第17条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 東伯郡琴浦町大字赤碕 1 9 5 7 番地 1
氏 名 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校
校長 ●●●●●



乙 住 所
氏 名



別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(個人情報の引渡し)

第5条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第6条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第9条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲

に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第11条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第12条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。